

奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議規約

(名称)

第1条 本連絡会議は、奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議（以下、「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、市道三太郎線、石原栄間線、スタル俣線（以下、「三太郎線周辺」という。）におけるナイトツアー等の夜間利用が、野生生物や地域の生活へ及ぼす影響を最小化し、質の高い自然体験と野生生物の保護を両立させるため、利用ルール
の策定・運用、モニタリングの評価、関係者意見集約、地域との合意形成、情報発信等を通じ、利用の適正化を図ることを目的とする。

(所掌)

第3条 連絡会議では、前条の目的を実現するため、次の事項について協議する。

- (1) 三太郎線周辺の夜間利用状況及び野生生物のモニタリング調査結果の共有及び評価
- (2) 三太郎線周辺の利用ルールの運用及び運用方法の順応的な見直し
- (3) その他利用ルールの持続的な運用のために必要な事項

(構成)

第4条 連絡会議は別表に掲げる機関をもって構成する。

2 連絡会議に加入しようとする団体は、所定の申込様式により事務局に申し出を行い、事務局は構成機関へ加入に関する意見照会を行うものとし、加入の可否は、出席構成機関の3分の2以上の同意をもって決定する。

(事務局)

第5条 連絡会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、環境省奄美群島国立公園管理事務所、鹿児島県環境林務部自然保護課、大島支庁保健福祉環境部衛生・環境室、奄美市市民環境部世界自然遺産課、住用総合支所市民福祉課、同産業建設課に置く。

(会議)

第6条 連絡会議は必要に応じ事務局が招集する。

2 連絡会議における議事の決定は、出席構成機関の3分の2以上の同意をもって行うものとする。

3 事務局は、必要があると認められるときは、構成団体以外の者をオブザーバーとして出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 オブザーバーは、連絡会議の議決に加わることができず、拍手その他の方法により賛否の意思を表明してはならない。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要なものは事務局が別に定める。

(改廃)

第8条 この規約の改廃は、連絡会議の決議を経て行う。

附則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。

別表

奄美大島三太郎周辺における夜間利用適正化連絡会議 構成機関

住民	西仲間集落会 東仲間集落会 住用町嘱託員
民間等	奄美大島商工会議所 あまみ商工会 一般社団法人奄美群島観光物産協会 一般社団法人あまみ大島観光物産連盟 奄美大島観光協会 一般社団法人奄美自動車連合会 世界自然遺産推進共同体 奄美大島エコツアーガイド連絡協議会（事務局 奄美市紬観光課） 奄美大島エコツーリズム推進協議会（事務局 奄美市紬観光課） 株式会社マングローブ公社 NPO 法人すみようヤムラランド NPO 法人奄美島おこしプロジェクト 特定非営利活動法人 奄美野鳥の会 奄美哺乳類研究会 自然と文化を守る奄美会議 奄美の自然を考える会 奄美自然環境研究会
国	環境省奄美群島国立公園管理事務所★
県	環境林務部自然保護課★ 大島支庁保健福祉環境部衛生・環境室★ 奄美警察署交通課
市	奄美市市民環境部世界自然遺産課★ 奄美市建設部土木課 奄美市商工観光情報部紬観光課 奄美市住用総合支所市民福祉課★ 奄美市住用総合支所産業建設課★
広域事務組合	奄美群島広域事務組合奄美振興課

★：事務局